



# 吉田労務通信

吉田労務コンサルティング

☎03-5669-1031

2017. 6. 22.

今年の通常国会は、森友学園、加計学園問題、共謀罪等に多くの審議時間が割かれ、雇用に関する法案審議等には時間がかけられなかった結果、労働基準法の改正は継続審議になり、秋の通常国会以降に先送りになりました。今月号では「平成 28 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を取り上げます。

## 「平成 28 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」

総合労働相談コーナー等に寄せられた総合労働相談件数は 113 万 741 件で 7 年ぶりに前年比増（9 万 5805 件増）、過去 2 番目の多さとなり、9 年連続で 100 万件を超えました。

内、民事上の個別労働紛争相談件数は 25 万 5460 件でした。

\* 総合労働相談で労働基準法等の違反の疑いがあるものは、20 万 7825 件（18.4%）でした。

労働局長による助言・指導では 1 か月以内に処理された件数は 8,800 件（98.7%）でした。

あっせんでは、2 か月以内に処理された件数は 4,503 件（88.6%）でした。

\* 紛争当事者双方のあっせん参加率は 56.8%、あっせんにおける合意率は 39.4%、あっせん開催による合意率は 66.4%。

相談内容を見てみると、「いじめ・嫌がらせ」が、相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで 3 年連続でトップでした。

平成 28 年労働関係民事通常訴訟事件の新受件数 3,392 件（前年 3,390 件）

平成 28 年労働審判事件の新受件数 3,414 件（前年 3,679 件）

事例で取り上げられた主なものは、次の通りです。

いじめ・嫌がらせ 上司から「のろま」、「お前はつかいものにならん」等の暴言を日常的に受け、後ろから腰を蹴られ転倒するという暴行を受けた。

上司は、周りに気づかれないようにこのような行為をしている

自己都合退職 仕事がきつい、労働条件が合わない等の思いが強くなり、会社の規程に基づいて 1 か月前に退職の意思を伝えた。会社から幾度となく慰留されたが、当初の退職の意思表示の通り。円満に退職したい

労働条件の引下げ 高齢であることを理由に所定労働日数を週 4 日から 2 日に、1 日当りの所定労働時間数を 5 時間から 3 時間に一方的に引き下げられた

解 雇

試用期間1か月のパート労働者で勤務したが、勤務開始当初から、体調を崩し、数日間欠勤したところ、勤務開始から5日目に体調管理ができていないとの理由で解雇された

雇止め

派遣労働者として契約締結時、会社側から、有期契約であるが長期間働いてもらうことになる説明を受け、契約は更新されるとものと考えていたが、派遣先との契約が終了したことを理由に雇止めされた

## 最後に

厚生労働省が、毎月、書類送検された企業名を公表するようになってから、2か月が経過しました。この間、就職活動をしている学生や今年の新卒の方のアンケート調査等が発表されました。この結果から、日本での雇用のあり方が変わった、あるいは、大きく変わるという思いを強く持ちました。

それは、少子化がさらに進み、今では、有効求人倍率はバブル期よりも高くなり、かつ、日本全国47都道府県で1倍を超える状態が数か月続いております。

このような状況下では、働く職場環境等が悪いまま放置している企業と職場環境の改善に積極的に取り組んでいる会社とでは、明らかに新規人員の確保のみならず、既存の労働者の方のやる気に大きな差が生じてきます。

ブラック企業として企業名が公表になれば、数年間にわたり、その影響を受けることになります。結果として、人員不足が生じ、人員不足が改善できなければ、最悪、事業の継続ができなくなる事態に陥ります。

これからは、今後数年間を見据え、どのような雇用、職場環境を整備していくのかをきちんと経営課題に入れ、取り組んでいかざるを得なくなると思います。

厚生労働省も、平成30年度には各企業の女性活躍推進の状況の“見える化”を図る予定です。既存の労働者から“働きやすい職場”、新規の応募者からは“働きたい職場”と思われることを目指すことが、企業の安定的な成長に結びつくのではと思います。

最後に、今年も恒例のセミナーを次のように予定しております（テーマは変更になる場合もございます）。皆さまのご参加をお待ちしております。

申込書、案内等は、後日お送りさせていただきます。

- 7月 一億総活躍の実現について
- 9月 働きやすい職場環境作りについて
- 10月 多様な働き方について

以上